

開智小学校いじめ防止基本方針

令和7年度

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法」第2条

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

「いじめ・不登校等対策委員会」を設置し、些細な兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを、特定の教職員が抱え込まないよう組織として対応していく。校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主事、当該学級担任等で構成する。必要に応じて、スクールカウンセラー、児童相談所職員、スクールソーシャルワーカー等も加わっていただく。

- ① 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・職員研修や職員会議を利用して「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・組織的且つ計画的にいじめ防止に向けた取組を実施し、学校評価アンケート等も活用しながら、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、必要に応じ改善策の検討や見直し等を行っていく。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・学校通信やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめ、或はいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合もその後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・児童の活動や考え、努力等を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・児童が主体的に取組んだり、多くの人々と関わったりできる学習活動を設ける。
- ・道徳教育・人権教育（思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現等）の充実。特に、いじめは絶対に許さないことや命の尊さを理解させていく。
- ・豊かな人間関係を築くことができるよう、SSTによって社会的なコミュニケーション能力を高めたり、エンカウンター学習によって円滑な人間関係を促すような活動を取り入れたりする。
- ・三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着を図る。
- ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にした規律ある学習環境づくりを心掛ける。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。また、保護者も含めた研修会も実施しながら、インターネットに関するいじめを防止する必要な知識等を学んでいく。

(2) 早期発見に向けて

- ・児童と共に過ごす時間の確保をするとともに、声掛けをしたり表情の観察をしたりする。
- ・日記等を通じた対話による、児童の気持ちの変化の把握。
- ・連学年会や職員会議で情報交換をし、多くの職員目でその子の可能性を育てていく。
- ・アンケートに基づく教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・いじめ相談窓口を保健室として案内を掲示するとともに、入室しやすい雰囲気を大切にしていく。
- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が悩みを抱え込まないように働きかける。

(3) いじめへの対応について

- ・いじめの発見、通報を受けたらすぐに「いじめ・不登校等対策委員会」（教頭）へ報告する。
- ・「いじめ・不登校等対策委員会」は、組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者への協力、そして必要に応じてスクールカウンセラーや警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要となる。

一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に報告、調査する。

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

〔重大事態の対応についての留意事項〕

- 重大事態が発生した場合、松本市教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織対応をする。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校等対策委員会」のメンバーが中心となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 職員会議で、生徒指導に関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。

◆いじめ対応マニュアルA

開智小学校

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的又は物理的な行為を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」である

さ 最悪を想定する し 慎重に対処する す 素早く対処する
せ 誠意をもって対処する そ 組織の一員として対処する

I いじめの早期発見に向けた日常的な取組

★日常観察の中で発見・把握（ちょっとしたことを見逃さない）

- 個人レベル 服装 顔色、元気さ 体の不調
 一人の行動 過度の笑顔
- 学級レベル 悪口 冷やかす かげ口
 無視 はやしたてる 物がなくなる
 集団からの孤立 閉鎖的な小集団
- 学校レベル 他教員・養護教諭の情報 地域・保護者からの情報

★アンケート等の実施（5・7・9・11・1・3月に実施）

『いじめをなくすために』『もっとなかよく、たのしく』（今旬フォルダにあり）

★本人・保護者からの訴え、地域住民・他児童からの情報への対応

- 相談窓口 保健室 養護教諭 掲示・学校要覧に掲載
職員室 教 頭



いじめ情報のキャッチ（認知）→ 報告 **※1日目に対応（その日に）**

※校長・教頭、生徒指導主任、学年主任に事実、結果を報告する
憶測を入れずに事実（些細なことでも）を報告

II いじめへの対応

※詳細はマニュアルB

1 事実関係の正確な把握情報収集

【いじめられた子、いじめた子からの事情聴取】

担任が全員と面談 or 複数で面談して個別面談

- 面談等の基本的スタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート
- 被害者へ→丁寧にじっくりと話を聴く。本人の要望も聴きとる。
- 加害者へ→いじめと決めつけず、いじめに至る心理的背景に配慮する。いい訳やごまかしは許さない。
- 双方から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふう感じたか等具体的に聴きとる。
- 5 W 1 Hを意識し事実の正確な全体像を把握する。

＜いじめのレベル＞

- I 1対1の比較的軽度な言葉によるからかい、無視等
些細なトラブル、けんか、言い合いが子どもの成長に欠かせない場合もあります。
→【偶発、単発、一時的、継続していない】場合は、レベルIの対応を行います。
- II 数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視
- III レベルIIが継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
- IV 長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
- V 万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦、PTSD

2 保護者へ連絡

「いじめられている子を全力で守る、いかなるいじめも許さない」

関係した子ども達の保護者に対し、確認された事実に基づき、状況と学校の対応(指導等)について説明する。(発生した事実を隠さず伝え、説明責任を果たす)

いじめられた子の保護者へ
「本人が嫌がることを
されていて心配なんです」

いじめた子の保護者
「人の嫌がるようなことを
やっていて心配なんです」

※保護者への連絡を早急に行い、学校が一丸となって対応策を考
えること、明日以降、面談、連絡等を密に対応することを伝える

※遅くとも3日目までに対応

3 問題状況の把握理解 (緊急度に応じて1, 2, 3, 4, を同時に行う)

- ①校内いじめ対策委員会を招集 → 全職員で情報を共有
 - 顧問 : 校長 ○委員長: 教頭
 - 副委員長: 生徒指導主任 ○委員 : 各学年主任、養護教諭
- ＜目的＞
 - 早期の危機介入(いじめを確実に止める)
 - アセスメント(見立て)による指導・援助方針の共有
 - 指導・援助体制をつくる
- ②必要に応じて「いじめ・不登校対策委員会」を招集
(上記①に加え)・町会長代表2名 ・民生主任児童委員5名
・沢村児童センター長 ・PTA会長
・PTA校外生活指導正副委員長

4 サポートチームの構築

- 誰が、誰に、いつまでに、何をするか
- すぐ行うこと、中・長期目標
- 保護者への対応

誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。
以降、情報提供をこまめに行う。

いじめ問題対応 詳細マニュアル(マニュアルB)

開智小学校

1 いじめを発見・認知したときの具体的な対応

(1) いじめを発見した場合の対応

教師がいじめを発見した場合は、その場ですぐに介入し、解決を図らなければならない。その場での指導の良し悪しによっては、いじめが複雑化、長期化することにつながる恐れがある。状況把握を的確に行い、適切な指導対応が必要である。

- 感情的にならずに毅然とした態度で制止する。
- 関係した子どもを集め、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- 必要があれば、他の教師も立ち会ってもらおう。
- その日のうちに教職員で連携を図り、関係した子ども一人ひとりに別々に話を聞き、状況の確認を行い記録しておく。
- 関係した子ども達の保護者に対し、確認された事実に基づき、状況と学校の対応(指導等)について説明する。(発生した事実を隠さず伝え、説明責任を果たす)

(2) いじめの相談があった場合の対応

いじめの発覚で、最も多いケースは「子ども本人や保護者からの相談」と考えられる。対応する教師は、先の「変化に気づいたとき」と同様、相談者の立場に立って、不安を受け止め安心感を与えながら、一緒に考えようとする姿勢で対応することが大切である。

- 校長室や相談室など静かに話せる場所で行う。
- 時間を掛けてじっくり事情を聞く。
- 相談にくるまでの苦悩を十分理解し、相談したことに対するねぎらいの言葉をかける。
- 子どもの辛さや苦しみに共感するようにする。
- 事実関係を把握しようとするあまり質問責めにならないよう気をつける。
- 教師が子どもを必ず守るという強い意志を示すようにする。
- いじめを解決する方法を一緒に考えるとともに、学校としての対応方針と今後の取り組みについて説明する。
- 複数の教師で対応する。(保護者の場合)

2 解決に向けた具体的指導

いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底し、形式的・儀礼的な仲直りはさせないようにすることが大切である。また、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、双方の家庭の協力を求めることが重要である。

(1) いじめられている子ども・その保護者への対応

① 子どもへの対応

信頼関係を築き不安を取り除くように教師が積極的に声をかけるなどの働きかけが大切である。いじめられている子どもの精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り

除くことにまず全力を尽くす。そして、子どもの持っている良さや持ち味に気づかせ、伸ばし、自信を持たせるよう指導・援助することが大切である。

● 共感的な理解と信頼関係の樹立

- ・子どもの立場に立って理解し、信頼関係をつくる。
- ・いじめを受けた子どもの精神的苦痛を共感的に理解する。
- ・長期にわたって行われている場合は、教師の想像を超えた精神的なダメージを受けている場合もあり、時間をかけて対応する。

● 不安感を取り除き支援の姿勢を見せる

- ・「最後まで守ってくれる」という安心感を与えるような指導が必要である。
- ・教師に話したことにより、「仕返し」を受けるという不安感を残さない指導。
- ・いじめる側の「いじめじゃない」というごまかしに対して、徹底的に調査しようとする教師の姿を見せる。

● 友人関係に気を配り、自信を持たせる

- ・行事や諸活動に於ける具体的な行動のとり方について相談する。
- ・教師全体が子どもの毎日の生活をしっかりと見守る。

● 全力でいじめから守り通す

- ・子どもをしっかり保護し、安心感を持たせる。
- ・精神的な苦痛が大きいときは、じっくり時間をかけて対応する。

● 共に考え、子どもの心を開かせる

- ・相談や訴えを親身になって聴く。
- ・決して一人で悩まず、必ず親や教師、相談員など誰かに相談すべきであることを十分指導する。間違っても自ら命を絶つという考えを起こさないよう「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を教える。
- ・いじめを解決する方法について、共に考えていく。

● 活躍の場や機会を多く設定し、認め励ます

- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ自信を持たせる。

● 時には、緊急避難としての対応が必要

- ・子どもを守り通すとの観点から、緊急避難として本人及び保護者の同意により別室での登校、または欠席等の弾力的な対応を行う。

● 継続的な見守りと温かい人間関係をつくる

- ・仲直りをして問題が解決したと考えず、毎日の生活をしっかりと見守り、教師や友だちの支えを感じさせる。
- ・子どもに積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。
- ・教師や友人との温かい人間関係をつくることによって、いじめを受けた子どもの心は落ち着いてくる。必要があればいつでも援助できる準備を整えておく。

心の内

- 相談することで、もっといじめられるのが怖い
- 相談すると「チクッた」と言われる

- 相談しても解決しない（教師を信用していない）
- 親に心配を掛けたくない
- 弱虫と思われたくない
- 自分が悪いと言われる（「我慢できないの？」と言われる） など

② 保護者への対応

- 保護者の言い分を共感的に受け止める
 - ・事実関係を正確に知らせ、保護者の考えを聞く。
 - ・加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら、いじめ解決に向けての取組を理解してもらい、協力を得るようにする。
 - ・加害者への非難ばかりではなく、保護者の思いを謙虚に聞く。
- 学校の方針について理解を求める
 - ・学校の全職員が協力して、いじめをなくす努力をすることなどを具体的に説明する。
 - ・家庭での対応等について理解と協力を求める。
- 誠意ある対応に心掛ける
 - ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
 - ・家庭訪問を積極的に行い、話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安や動揺している保護者の気持ちを十分に理解し、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
 - ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。
- 保護者との連携を図る
 - ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
 - ・必要な場合は、緊急避難としての別室での登校、または欠席等の弾力的な対応も相談していく考えを伝える。
 - ・家庭においても子どもの様子に十分注意をしてもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。
- 「命の大切さ」や「人生」について親子で会話を持つ
 - ・人間には感情を伝える「言葉」や「文字」があること、子どもの苦しみや喜びは親の苦しみ、喜びでもあることなど、相談しなければ伝わらないことを子どもに話し、理解を求める。また、相談してもらえないことが、親として悲しいことを伝える。

(2) いじめた子ども・保護者への対応

① 子どもへの対応

表面的には問題が解決したように見えても、本当の解決になっていない場合がある。いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、人間として決して許されないとの毅然とした態度とともに、いじめている子の内面を理解し自己変革を促すような指導・援助が大切である。

- いじめの事実を確認する
 - ・決めつけずに、冷静な口調でいじめ行為の事実を聞き出すようにする。

- ・いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・複数でのいじめの場合は、学校の組織を挙げて、一人ずつ間を置かずに指導する。
- いじめを行った自分の責任について気付かせる
 - ・いじめを受けた子どもの人権を侵害する行為であることに気付かせる。
 - ・いかなる理由があっても、決して許される行為ではないこと。
 - ・自分の行為を正当化し、理由付けをしてはいけないこと。
 - ・いじめに至る原因を明らかにする。
- 相手に与えた苦しみに気付かせる
 - ・相手の受けた精神的打撃の深刻さに気付かせる。
 - ・取り返しのつかない重大なことであるという認識を書せる。
- いじめの背景や要因の理解に努める
 - ・いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を理解する。
(他の子どもに命令されてやらされている場合もあることに注意する)
 - ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。
いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
 - ・加害者は、ストレス解消の手段としたり、おもしろ半分やふざけとしていじめている場合もあるので、その動機や経過を正確に把握するように努める。
 - ・背後に潜むストレスや不信感などを把握する。
- 相手の痛みやつらい気持ちに気づかせる
 - ・相手の苦悩を理解させ、心に響かせる。
「なぜ、いじめが許されない行為なのか」
「いじめがどのような痛ましい結果を招くか」
「自分がされた場合、どんな気持ちになるか」
 - ・自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱かせるようになるまで個別のかかわりを継続する。
- 継続的な観察と指導を行う
 - ・いじめが解決したと見られる場合でも教師の気づかないところで陰湿ないじめが続くことも少なくない。解決したと判断せず、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- 改善が見られない子どもには緊急的対応が必要
 - ・再三の指導にもかかわらず、いじめが継続する場合には、いじめられている子どもを守るため、いじめている子どもに対し、別室での指導等を行い、いじめの行為の内容によっては、警察等の協力を得た厳しい対応策を取る。

心の内

- いじめをしないと自分がされる（やらされて・・・）
- 相手が嫌がらないから（笑っていたから・・・）
- スカッとした（イライラしていたから・・・）
- おもしろかった（遊びだから・・・）

- いい気味だ（あいつが気に入くない）
- しかられるかも
- チクられるかも（チクッたら、もっといじめてやる）
- 何とも思わない など

② 保護者への対応

- 事実を正確に伝え、子ども本人に確認するよう理解を求める
 - ・保護者は、事実の確認を十分せずに、全面的に否定したり、一方的にわが子を責めたりする場合もあるので、責めるのではなく、冷静にいじめの事実を伝える。
 - ・いじめの事実について、家庭できちんと話し合いを持ってもらい、子ども本人も「いじめをした」という自覚があるか否か確認してもらおう。いじめの中心的存在が別にいるならば、きちんと相談するよう促す。
- 学校の教育方針を説明し、理解と協力を求める
 - ・学校としての指導の具体的内容や方針を説明し理解を求める。
 - ・いじめを受けた子どもと保護者への謝罪等について話し合う。
- いじめ解消のための家庭における取組について話し合う
 - ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうように要請する。
 - ・いじめられた子どもや保護者の気持ちを理解してもらい、保護者が謝罪の気持ちを表し、その行動が子どもを正すことを説明する。
 - ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) 周囲の子どもへの指導

「観衆」と「傍観者」に対しては、以下のような指導が大切である

- 子どもの状況の把握
 - ・いじめを発見したとき、周囲の子どもの状況を把握して指導する。
 - ・観衆は、いじている者への暗黙の是認となり、いじめられている者にとってその圧力を強化する働きをしていることを理解させる。
 - ・傍観者であることはいじめに同調し、助長していることを理解させる。
- 周囲の子どもの不安を考慮に入れた指導
 - ・何も行動を起こすことのできない自分には立つ子どもの存在も認識する。
 - ・周囲の子どもにも様々な不安が生じているという認識をもった指導
 - ・『観衆』『傍観者』になっている理由を正しく把握した指導
 - ・『仲裁者』の正義感を認め、学級全体への広がり生まれる指導
- 学級活動や道徳の学習を通しての指導
 - ・いじめられている者の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導することが大切である。
 - ・日記や作文等を通して、学級のいじめを題材として各学級で指導する。
 - ・困っている時や寂しい時に、友達に励まされたりなぐさめられたりした時

3 いじめの未然防止

(1) 校内指導体制の整備

いじめの早期発見と解決に当たっては、学級担任の自覚と責任を持った指導が重要である。しかし、いじめは、外から見えにくいなどの特質があり、日頃から学級全体で子どもの生活実態のきめ細かな把握に努め、教職員相互における緊密な情報交換による連携協力が大切となる。

● 子どもの実態を把握しておく

- ・学級及び学年における子どものつながりを把握する。(学級内における人間関係相関図の作成など)
- ・保護者の子どもに対する考えや関わり方を把握する。家庭学習の際のやり取りに保護者の記載を設けたり、子どもとの日常的な会話の中で保護者に聞く話題(昔話)を言うなど。

● 危機管理の心構え「さしすせそ」の確認

- さ 最悪を想定する
- し 慎重に対処する
- す 素早く対処する
- せ 誠意をもって対処する
- そ 組織の一員として対処する

● 生徒指導部の機能化

- ・いじめ問題をはじめ、生活指導上の問題について確実な情報交換や対策を協議する。
- ・職員との連携を密にし、知り得た情報を効果的に活用する。

● 実践的な校内研修の実施

- ・専門の講師によるカウンセリング演習を実施する。
- ・いじめに関するビデオを視聴する。
- ・定期的に各学級内の運営上の問題及び課題について自由討議の場を設ける。

(2) 自主的活動の促進

子どもが明るくいきいきとした学校生活を送るためには、学級活動や児童会活動など子どもの自主性・主体性を育む活動を通じて良好な人間関係を育て、連帯感(仲間意識)を培うことが大切である。

● 様々な集団活動・体験活動の推進

- ・学校教育の中にボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動など人間関係や生活体験を豊かなものとする教育活動を取り入れ、子どもの社会性の涵養や情操を培う。

● きめ細かな学習指導

- ・学力遅滞の子どもに対してのサポートや分かる喜びのある授業に心がける。

(3) 生命尊重の教育の推進

今の子ども達は、実際の人の死を目の当たりにすることが少なく、逆に殺人を繰り返すテレビやゲームなどで虚構の死に慣れている。一部の子どもは、リセットすれば生き返る

と思っている子どもも少なくない状況にある。教師は、子どもの発達段階に応じて、かけがえない命に対する畏敬の念を培い、生命を尊重する態度や「生きる力」を育む教育の充実を図る必要がある。

(4) 家庭・地域社会との連携

- 学校のみで解決することに固執しない
 - ・保護者の訴えや地域の人からの情報提供を受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む姿勢が重要である。
- 開かれた学校づくりに努める
 - ・積極的に学校の指導方針や学校の取り組みなどを知らせることにより、保護者や地域の理解や協力を得ることができる。また、問題が発生した場合の具体的な取り組みに役立ててもらえる。
- 情報は隠蔽することなく、正確な情報を伝える
 - ・実際にいじめが発生したときには、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保することが重要である。

(5) 警察等関係機関との連携

- 警察署との連携体制の整備
 - ・暴行や恐喝などの犯罪行為や個人を誹謗中傷するようなインターネットサイトへの書き込み等、学校の指導の限界を超える深刻ないじめについては、その指導に当たって学校の主体性を維持しながら、警察署と連携して対応することも必要である。
 - ・これまで、ともすると警察との連携に躊躇する面もみられたが、社会で許さない行為は子どもでも許されないとの認識に立ち、毅然とした対応をとらなければならない場合がある。そうした場合に、速やかに連携が図られるよう、日常的に警察と連携協力できる関係が大切である。
 - ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられている子どもを守るために、いじめている子どもに対し、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。

4 ネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話が子どもたちの間にも急速に普及し、子どもたちの携帯電話のメールやインターネットの利用が増加しており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が生じています。また、「ネット上のいじめ」やインターネット上の掲示板等への書き込みなどが原因で、実際に暴力事件等に発展している事例もあります。

「ネット上のいじめ」は、他のいじめと同様に、決して許されるものではなく、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して解決に向けた取組を行っていく必要があります。

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェ

ブサイトの掲示版などに、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指賭されています。

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示版などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の種類

① 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

- 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフ（プロフィールサイト）に、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もあります。
- 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載
掲示板やブログ、プロフに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりしたケースがあります。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う
特定の子どもになりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害があります。

② メールでの「ネット上のいじめ」

- メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行ったケースがあります。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともあります。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信す

ることで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがあります。

- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼んでいます。なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができます。クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した事例などもあります。

③ その他

- 口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みの事例などがあります。また、最近の事例では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加してきています。

「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられます。

(3) 「ネット上のいじめ」の対応

① 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要があります。

◇ 対応の流れ

- 「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者からの相談

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多く見られます。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握することになった事例もあります。学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要があります。より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して「ネットパトロール」を行うことも考えられます。

- 誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認します。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存します。
- 掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くあります。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要があります。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジキルカメラで撮影するなどして内容を保存します。
- 掲示板等の管理者に削除依頼
掲示板のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探します（ページの下の方にあることが多いようです）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示されます。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっています。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する必要があります。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当です。また、削除依頼を行うメールについては、個人の所属・氏名などを記載する必要はありません。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もあります。

● 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行います。

● 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送します。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もあります。それでも削除されない場合は、警察や法務局、地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討します。

◇ 児童生徒への指導のポイント - 掲示板等での被害を防ぐため -

● 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。

● 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。

● 掲示板等を含め、インターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

① 被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要です。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切です。また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行くことが重要です。

② 加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要です。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して

許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある場合があります。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されています。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められます。

③ 全校児童への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、上記(2)(3)や「児童生徒への指導のポイント」を参考に、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要です。掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えましょう。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要です。加害児童生徒が明らかかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要です。加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となります。

(6) 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

① 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられます。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく必要があります。情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じた情報モラルを取り扱っていく必要があります。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けwebサイト等を活用することが有効です。情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要です。その際には、外部の専門家を講師として招き、教員の研修を行うことなども考えられます。「ネット上のいじめ」は、今後、新たな手口が発生することも考えられます。そのため、常に最新の動向の把握に努めることが必要です。

② 保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはなりません。そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要があります。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要となります。学校においても、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要があります。学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になります。